

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社スタイリッシュハウス
代表者及び住所 栃木県足利市葉鹿町2-30-16
2. 指名停止措置期間 : 令和8年5月22日から令和8年8月21日まで(3ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 兵庫国道事務所発注の「R7兵庫国道事務所管内設備修繕作業」について、令和8年3月9日に入札を執行し、同日、株式会社スタイリッシュハウスに落札決定したところであるが、同者は、本作業で使用する機材が発注者から支給されるものと誤認しており、入札価格にも当機材にかかる費用を計上していなかったため、同年3月19日付けで同者から契約締結にかかる辞退届が提出されたものである。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社スタイリッシュハウスが落札決定後に契約を辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 古原 悟 (内線 2512)